

琴平町国民保護計画

平成 1 9 年策定

琴平町国民保護協議会

目 次

第1編 総論	1
第1章 計画の目的、町の責務、構成等	1
1 町国民保護計画の目的及び町の責務	1
2 町国民保護計画の構成	2
3 町国民保護計画の見直し、変更手続	2
4 琴平町地域防災計画との関連	3
第2章 国民保護措置に関する基本方針	4
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	6
1 関係機関の事務又は業務の大綱	6
2 関係機関の連絡先	10
第4章 町の地理的、社会的特徴	11
第5章 町国民保護計画が対象とする事態	20
1 武力攻撃事態	20
2 緊急処理事態	23
第2編 平素からの備えや予防	25
第1章 組織・体制の整備等	25
第1 町における組織・体制の整備	26
1 町の各部課室における平素の業務	26
2 町職員の参集基準等	26
3 消防機関の体制	28
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	28
第2 関係機関との連携体制の整備	30
1 基本的考え方	30
2 県との連携	30
3 近接市町との連携	31
4 指定公共機関等との連携	31
5 ボランティア団体等に対する支援	32
第3 通信の確保	33
第4 情報収集・提供等の体制整備	33
1 基本的考え方	33
2 警報等の伝達に必要な準備	35
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	36
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	37

第5	研修及び訓練	38
1	研修	38
2	訓練	40
第2章	避難、救援に関する平素からの備え	40
1	避難に関する基本的事項	40
2	避難実施要領のパターンの作成	41
3	救援に関する基本的事項	41
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	42
5	避難施設の指定への協力	42
6	生活関連等施設の把握等	43
7	観光旅行者の対策	44
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	45
1	基本的考え方	45
2	国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備	45
3	町が管理する施設及び設備の整備及び点検等	46
第4章	国民保護に関する啓発	47
1	国民保護措置に関する啓発	47
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	48
第3編	武力攻撃事態等への対処	49
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	49
1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	49
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	52
第2章	町対策本部の設置等	53
1	町対策本部の設置	53
2	通信の確保	58
第3章	関係機関相互の連携	60
1	国・県の対策本部との連携	60
2	知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	60
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	61
4	他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託	61
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	62
6	町の行う応援等	62
7	自主防災組織、ボランティア団体等に対する支援等	63
8	住民への協力要請	63
9	文化財の所有者・管理団体等との連携	64

第4章	警報及び避難の指示等	6 5
第1	警報の伝達等	6 5
1	警報の内容の伝達等	6 5
2	警報の内容の伝達の方法	6 7
3	緊急通報の伝達及び通知	6 8
第2	避難住民の誘導等	6 9
1	避難の指示の通知・伝達	6 9
2	避難実施要領の策定	7 0
3	避難住民の誘導	7 2
4	武力攻撃事態の類型等に応じた留意事項	7 5
第5章	救援	7 7
1	救援の実施	7 7
2	関係機関との連携	7 8
3	救援の内容	7 8
4	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	8 2
5	救援の際の物資の売渡し要請等	8 3
第6章	安否情報の収集・提供	8 4
1	安否情報の収集	8 4
2	県に対する報告	8 6
3	安否情報の照会に対する回答	8 6
4	日本赤十字社に対する協力	8 7
第7章	武力攻撃災害への対処	8 8
第1	武力攻撃災害への対処	8 8
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	8 8
2	武力攻撃災害の兆候の通報	8 9
第2	応急措置等	9 0
1	退避の指示	9 0
2	警戒区域の設定	9 2
3	応急公用負担等	9 3
4	消防に関する措置等	9 3
第3	生活関連等施設における災害への対処等	9 6
1	生活関連等施設の安全確保	9 6
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	9 6
第4	NBC攻撃による災害への対処等	9 8
1	NBC攻撃による災害への対処	9 8
第8章	被災情報の収集及び報告	1 0 1
1	被災情報の収集及び報告	1 0 1

第9章	保健衛生の確保その他の措置	102
1	保健衛生の確保	102
2	廃棄物の処理	103
3	文化財の保護	103
第10章	国民生活の安定に関する措置	104
1	生活関連物資等の価格安定	104
2	避難住民等の生活安定等	104
3	生活基盤等の確保	104
第11章	特殊標章等の交付及び管理	106
第4編	復旧等	108
第1章	応急の復旧	108
1	基本的考え方	108
2	公共的施設の応急の復旧	109
第2章	武力攻撃災害の復旧	110
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	111
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	111
2	損失補償及び損害補償	111
第5編	緊急対処事態への対処	112
1	緊急対処事態	112
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	112
資料編		
【関係機関の連絡先】		
1	指定行政機関	113
2	指定地方行政機関	114
3	自衛隊	115
4	指定公共機関	115
5	指定地方公共機関	116
6	県支部（出先機関）	117
7	市町機関（教育委員会を含む）	121
8	消防機関	122
9	県警察機関	124
【収集すべき基礎的資料（避難に関する基本的資料）】		
1	地区毎の人口分布	126
2	避難経路として想定される道路網リスト	126
3	輸送力	127
4	避難施設	135
5	備蓄物資、調達可能物資	136

6 生活関連等施設等	1 3 6
【町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】	
1 医療機関のデータベース	1 3 7
2 救護班のデータベース	1 3 7
3 臨時の医療機関として想定される場所等のリスト	1 3 8
4 墓地及び火葬場	1 3 8
【町対策本部長、町対策副本部長及び町対策本部員の代替職員】	1 3 8
【相互応援協定等一覧および関係機関との協定一覧】	1 3 9
【安否情報省令に規定する様式（安否情報収集様式）】	1 4 0
【安否情報省令に規定する様式（安否情報報告書）】	1 4 2
【安否情報省令に規定する様式（安否情報照会書）】	1 4 3
【安否情報省令に規定する様式（安否情報回答書）】	1 4 4
【被災情報の報告書様式】	1 4 5